

第 49 回香川県環境影響評価技術審査会 会議録

- 1 日時 令和 8 年 8 月 5 日（水）10 時 00 分～10 時 48 分
- 2 場所 香川県庁北館 401 会議室（香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号）
- 3 出席委員 6 名
- 4 欠席委員 3 名
- 5 その他の出席者
 - ・事務局
香川県環境森林部環境政策課 3 名
 - ・事業予定者
香川県土木部都市計画課 3 名
国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所 4 名
株式会社オリエンタルコンサルタンツ 2 名
香川県土木部道路課 2 名
高松市都市整備局道路整備課 1 名
高松市都市整備局都市計画課 2 名
- 6 議題
 - （1）高松環状道路（福岡町～檀紙町）について
（環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書）
- 7 議事の経過
別紙のとおり

(別紙) 議事の経過

事務局	ただ今から、第 49 回香川県環境影響評価技術審査会を開催する。 本日の出席状況について報告する。 本日はご都合により、3 名がご欠席である。 なお、本審査会の出席者数は、9 名中 6 名で、香川県環境影響評価技術審査会運営規程に定める「委員の 2 分の 1 以上の出席」の要件を満たしているので、本日の審査会は成立していることを報告する。 それでは、審査会運営規程第 2 条第 1 項の規定により、会長が議長となって議事を進行していただく。
委員	委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただき、感謝申し上げます。 今回は、「高松環状道路（福岡町～檀紙町）」の環境影響評価方法書について、審議を進めたいと考えている。議題に入る前に、事業者の会議への出席について、「香川県環境影響評価技術審査会運営規程」に従い、審査会にお諮りする。 都市計画決定権者である香川県土木部都市計画課のほか、環境影響評価方法書の作成や手続に関わる国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所、株式会社オリエンタルコンサルタンツ、香川県土木部道路課、高松市都市整備局道路整備課・都市計画課の会議への出席を許可してよろしいか。 (委員了承) それでは出席を許可する。 議題の高松環状道路（福岡町～檀紙町）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料 1) について説明) 資料 2) については、事業者から説明をお願いします。
事業者	(資料 2) について説明)
委員	これまでに説明のあった資料 1) と資料 2) について質問や意見はあるか。
委員	資料 2) の 1 ページ目の図において、黒い線とオレンジ色の線が重なっている箇所があるが、今回調査の対象となるのは、この箇所だけという理解で良いか。
事業者	直接的な改変の可能性があるのは、この箇所である。 この箇所以外についても、計画路線による周辺環境条件の変化に伴う間接的な影響が想定される場合は、調査の対象とする。
委員	資料 2) の 2 ページ目の④において、「必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」とあるが、これはミティゲーション的な考え方で、もし改変があった場合は、それに代替する措置を行うという理解で良いか。
事業者	切土範囲を極力抑えるような計画とすることが考えられる。
委員	「その他の方法」というのは、改変があった場合に、こういった方法で、よりその環境影響を低減するかということを検討する、という理解で良いか。
事業者	そのとおりである。
委員	資料 2) の 1 ページ目の図に関して、屋島は地質的な観点だけでなく、景観の観点でも重要である。 景観の観点で屋島は調査の対象になっているのか。
事業者	景観の項目において、屋島を対象とした調査、予測及び評価を実施する。
委員	現在の事業実施区域の黒枠を見ると、屋島に向かって真っすぐ進んでいるように見える。 今後、道路を延伸する場合は、できる限り屋島を回避するのか、それともそのまま屋島に伸ばしていくのか。
事業者	今回審議いただいている区間としては、図の黒枠の範囲であり、今後、この中で詳細なルートを検討していく。 ご発言いただいた屋島の方向に向かう部分については、まだどこの区域でルートを検討していくかが未定であり、今の時点では分からない状況である。
委員	通常、景観の評価については、主要な何箇所かの地点でフォトモンタージュを作っているが、屋島の地点は 1 箇所となる予定か。
事業者	参考資料 1) の 4-1-106 ページにおいて、主要な眺望点を示している。屋島における主な眺望点として緑丸で示している 8 つの地点を考えている。
委員	実際に評価を行うのは、このうち 1 箇所なのか。
事業者	まず計画路線がこれらの眺望点から見えるかどうかという判断がある。計画路線が見える眺望点に

	については評価を行うが、見えないところは評価しない。
委員	屋島は観光資源としても重要だが、自然との触れ合いや屋島からの眺めという観点でも香川の大事な資産なので、しっかりとした調査をお願いしたい。
委員	資料2の1ページ目の図のオレンジ色の線は、実際の山の地形と相違があるようだが、どのように設定しているのか。
事業者	参考資料1の4-1-53ページにおいて、同じ図を記載している。凡例の下に出典を記載しているが、出典の文献に記載された範囲を設定している。
委員	重ね合わせは、このオレンジ色の線を考慮するということか。
事業者	既存資料に加え、現地調査も行った上で範囲を確認していく。
委員	では、続いて事務局から説明をお願いする。
事務局	資料3から資料5について説明する。まず、資料3については、事業者から説明をお願いする。
事業者	(資料3について説明)
事務局	(資料4及び資料5について説明)
委員	それでは、説明のあった内容について質問や意見はあるか。
委員	資料4の4番目で埋蔵文化財について言及されているが、どのようなレベルのものであれば配慮しなければならないのか。
事務局	大規模な工事を行う際には、必要に応じて調査を行い、調査をした結果を記録した後、土地を活用するという流れになり、相当の期間と費用が必要とお聞きしている。
委員	これによって工事が止まることはあるのか。
事業者	高松環状道路に限らず、一般的に大規模な道路工事をする時には、事前に工事の期間や範囲を埋蔵文化財の所管部署と情報共有し、その場所に何かありそうかどうかということであれば、事前に調査をしている。 事前の調査の結果、何かが出てきた場合は、大規模な調査をすることとなり、その間は工事が止まることとなる。
委員	資料5の7番目の(1)大気環境について、「海陸風によって拡散範囲が広域化する可能性」とあるが、広域化するかどうかは分からないため、「広域化する可能性」ではなく「変化する可能性」とした方が良いと思う。
事務局	ご指摘のとおり、文章を修正する。
委員	資料3の住民からの意見において、騒音が挙げられていることから、資料5の7番目の(1)大気環境において、騒音について言及しても良いと感じた。
事務局	ご指摘のとおり、文章を修正する。
委員	現地視察の際に、高松環状道路と高松城跡との関係性が最も気になった。 文化財との干渉という観点でも、高松城跡には特に気を付けていただきたい。
委員	資料4の高松市長からのご意見は、本審査会の答申に全て組み込まなくても良いか。
事務局	本審査会の答申を踏まえ、事業者に知事意見を提出するが、その際、高松市長からのご意見は、知事意見に添付する予定である。 高松市長からのご意見は、内容によっては答申に組み込むべきだが、答申の全般的な事項で読み取れる内容や、個別法の手続の内容については、必ずしも答申に組み込まなくても良いと考える。
委員	資料5の7番目の(5)において、高松城跡について記載されているが、資料4の3番目では、他にも石清尾山古墳群等に言及されており、これらについても答申に記載しなくて良いか。
事務局	参考資料1の4-2-121～136ページにおいて、事業実施区域及びその周囲の名勝、天然記念物、重要文化的景観、埋蔵文化財包蔵地の概況について、既に調査された内容が記載されているため、答申案には入っていない。 また、文化財との干渉という観点についても、具体的な計画路線が明らかとなる準備書の段階で指摘する内容と考え、答申案には入っていない。
委員	承知した。
委員	本件については、今回の審査会で、答申案に盛り込むべき事項が出尽くしたと思われるので、審査会による議論はここまでとし、答申の文案については私に一任していただきたいと考えているが、よろしいか。 (委員了承) 事務局から連絡事項をお願いする。

事務局	(会議録の作成及びホームページへの掲載等について説明)
委員	他に意見がなければ、本日の議事はこれで終了する。長時間のご審議に感謝する。